

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

一九九七年五月八日

右原告訴訟代理人

弁護士 山中 邦紀

弁護士 佐々木 良博

盛岡地方裁判所民事部 御中

準備書面

第一 本件減点査定は不当であり、被告は、原告に対し、原告請求にかかる診療報酬の支払いを行うべきである。

一 本件においては、原告の歯周治療用装置に係る診療報酬請求に対して、被告が行なった減点査定の適否が争点とされている。

二 ところで、保険医療機関等が保険者に対して従ってまた被告に対して請求できる診療報酬の額については、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（点数表）」（平成六年三月一六日厚生省告示第五四号。以下「算定告示」という）の定めるところであるが、右算定告示は歯周治療用装置の算定については次のように定めている。

「1018 歯周治療用装置

1 被覆冠（一歯につき） 五〇点

2 床義歯（一装置につき） 七五〇点

注1 治療計画書に基づく場合に算定する。

注2 印象採得、保険医療材料等の費用を含むものとする」

また、右算定告示の適用上の解釈としては、「新診療報酬点数表の制定（昭和三年告示の全部改正）等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成六年三月一六日保険発二五号。以下「二五号通知」という）は、

「歯周治療用装置

（1）歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠または床義歯をいう」

としている。

二五号通知が、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間」に行なわれた被覆冠等についてのみ保険点数を認めたのは、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われた被覆冠については歯冠修復及び欠損補綴の保険点数によって評価済であることから、これについては独立して保険点数を認めないこととし（尚、二五号通知は、「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠、歯肉圧搾、歯肉整形、歯肉息肉除去、特定薬剤等の費用は、それぞれの所定点数に含まれる」としているところである）、最終的な治療以外の（以前の）被覆冠についてのみ保険点数を認めることとしたもので

ある。

そして、右二五号通知によると、歯周治療用装置として保険点数が算定される被覆冠に該当する要件は次のとおりである。

- ・ 治療計画書に基づくこと
- ・ 最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれること、即ち、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれるものでないこと
- ・ 残存歯の保護と咬合の回復のために行なわれること

なお、被告は、・の要件に関し、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれる被覆冠を「暫間被覆冠」と呼び、歯周治療用装置としての被覆冠と区別している。しかし、かかる用語の使い方は適切ではない。歯周治療用装置としての被覆冠も暫間的に用いるという意味では「暫間被覆冠」に外ならないからである。しかし、ここでは、用語を統一するため、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれる被覆冠を「暫間被覆冠」と呼ぶこととする。三 本件において、A子患者及びB子患者に村して行なわれた被覆冠は、いずれも右二五号通知の各要件を満たしており、被告の減点査定は不当である。

1 A子患者について

原告は、A子患者について、平成五年一一日二〇日に治療計画書を作成の上歯槽膿漏症（辺縁性歯周炎）並びに齲蝕の治療を行なってきた。

そして、平成七年六月六日、右上一、二番及び左上一番の歯牙について被覆冠を装着した（これが、本件において原告が歯周治療用装置として診療報酬請求したにも拘らず、被告が減点査定した被覆冠である）。

原告が右被覆冠を装着したのは、右三歯について根管充填の治療を行ないメタルコア（支台にする歯牙の歯冠部の実質欠損が大きい場合、所定の支台形態にするため金属鑄造体により補足整形する。この時の鑄造体をメタルコア（鑄造コア）と言う。要するに、崩壊が著しい歯に対して冠を被せるために、歯に装着する金属の土台のことを言う。）の印象を採得したことから、メタルコアの装着までの間、被覆冠を装着することにより咬合の回復を図り歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるためであった。

その後、六月一三日に至って、右三歯及び五月二四日に歯周治療用装置としての被覆冠を装着していた左上二番の歯牙に対しメタルコアを装着するとともに、硬質レジン前装冠（唇面あるいは頬面に、硬質レジン前装して、外観を審美的に装った鑄造冠のこと。外観にふれる側を合成樹脂で覆った鑄造冠で、外観上天然の歯と同様の色と形態をしている。主に前歯に装着される。）の印象を採得し右四歯について細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため被覆冠を新たに作成し装着した。

そして、六月二三日、右四歯について硬質レジン前装冠を装着した。

以上述べたとおり、原告は、治療計画書を作成の上、六月六日に残存歯の保護と

咬合の回復等を目的として被覆冠を装着した。そして、これらの被覆冠は、その後（六月二三日）に装着した被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれた「暫間被覆冠」であるのに対し、最終的な治療の一環としてではなくそれ以前の段階において行なわれたものである。

従って、六月六日に装着された本件被覆冠は、二五号通知による「歯周治療用装置」の要件を全て満たすものであって、被告の減点査定の不当性は明らかである。

2 B子患者について

原告は、B子患者について、平成六年一二月一九日に治療計画書を作成の上、歯槽膿漏症（辺縁性歯周炎）並びに齲蝕の治療を行ってきた。

そして、平成七年七月四日に右上六番の歯牙について被覆冠を装着するとともに、平成七年七月一二日には右上四番の歯牙及び五番の欠損部についてブリッジ形態の被覆冠を装着した（これらが、本件において原告が歯周治療用装置として診療報酬請求したにも拘らず、被告が減点査定した被覆冠である）。

原告が、七月四日に右上六番の歯牙について被覆冠を装着したのは、当日同歯牙上の冠を切断除去し同歯牙の齲蝕処置を行なったことから、被覆冠を装着することによって、象牙質露出による歯牙の疼痛を防止するとともに感染を防止し、また、咬合の回復を図り歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるためであった。

また、原告が七月一二日に右上四番の歯牙及び五番の欠損部についてブリッジ形態の被覆冠を装着したのは、右上四番の歯牙についてメタルコアの印象を採得したことから、メタルコアの装着までの間被覆冠を装着することによって、咬合の回復を図り歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるためであった。

その後、七月一九日に至って、右上四番の歯牙についてメタルコアを装着するとともに、右上四番乃至六番の歯牙についてブリッジ（歯牙欠損部の補綴法の一つで、一歯または数歯の欠如に対して、残存歯の歯冠及び歯根に支台装置を施し欠如部には欠如歯に近い人工歯を作り、これと支台装置とを連結して、その形態、機能、外観を回復するもの。要するに、欠損部の両隣の歯に冠を被せることによって支えられる義歯のことである。）の印象を採得し、右三歯について歯の疼痛や細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため被覆冠を装着した。

そして、七月二八日、右三歯についてブリッジを装皆した。

以上述べたとおり、原告は治療計画書を作成の上、七月四日及び七月一二日に残存歯の保護と咬合の回復等を目的として被覆冠を装着した。そして、これらの被覆冠は、その後（七月一九日）に装着した被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれた「暫間被覆冠」であるのに対し、最終的な治療の一環としてではなくそれ以前の段階において行なわれたものである。

従って、七月四日及び一二日に装着された本件被覆冠は、二五号通知による「歯周治療用装置」の要件を全て満たすものであって、被告の減点査定の不当性は明らかである。

第二 求釈明

一 被告は、保険点数の認められる歯周治療用装置としての被覆冠と保険点数の認められない「暫間被覆冠」との違いについて、「歯冠修復あるいは欠損補綴を必要とする歯を有する患者について、歯肉の検査の結果歯槽膿漏症と診断した場合その検査結果を基に歯槽膿漏症の治療及び歯冠修復あるいは欠損補綴を行なうことになるが、そのためには、歯槽膿漏症に対する処置を先行して歯肉を健全な状態にすることが必要であり、『再評価検査』で歯槽膿漏症に対して行なった治療の効果が確認された後に最終的な治療として歯冠修復あるいは欠損補綴を行なうことを決定し、それらを行なうことになるところ、歯周治療用装置は、最終的な治療としての歯冠修復あるいは欠損補綴を行なうまでの歯槽膿漏症に対する治療を行なっている間に、残存歯の保護と咬合の回復のために行なうものであり、他方、「暫間被覆冠」は、最終的な治療としての歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として行なうもので、鑄造冠などの歯冠形成を行なった場合、象牙質の露出による歯の疼痛や細菌感染などを防ぐため、また、咬合及び歯列の変化を防ぐために行なうものなのである」とし、A子患者についてもB子患者についても減点査定とした理由として、「診療報酬明細書の当該月に歯冠修復（欠損補綴）が実施され、他方、同月中に『再評価検査』が実施されていないことから、『再評価検査』は前月までに実施されていると判断することができ」「従って、原告の請求した被覆冠は歯周治療用装置ではなく、最終的な治療としての歯冠修復（欠損補綴）の一環として行なったものであるから『暫間被覆冠』に当たる」としている。

この点に関し次のとおり求釈明する。

1 被告は、歯周治療用装置とは歯肉の状態が改善したことを確認する「再評価検査」以前に行なわれた被覆冠を言い、「暫間被覆冠」とは「再評価検査」以降に行なわれた被覆冠を言うものと主張するものであるのか否か、即ち、被告は、「再評価検査」実施の前後によって、歯周治療用装置と「暫間被覆冠」とを区別すべきものと主張するものであるのか否かについて明らかにされたい。

2 また、被告の言う「再評価検査」とは、算定告示が「D002歯周組織検査3再評価検査」で規定する再評価検査を意味するものであるのか否かについても明らかにされたい。

3 仮に、被告の主張が、「再評価検査」実施の前後によって歯周治療用装置と「暫間被覆冠」とを区別すべきとするものであり、また右「再評価検査」とは、算定告示が「D002歯周組織検査3再評価検査」で規定する再評価検査を意味するものである場合には、そのように主張する根拠（法令、規則、通達等の法的根拠もお示し頂きたい）を明らかにされたい。

二 被告は、原告の報酬請求を否認して減点査定を行なった際、その減点事由を、
A子患者については、「Bケ（過剰と認められる手術）」
B子患者については、「Dケ（不適當または不必要と認められる手術）」
C子患者については、「Dケ（不適當または不必要と認められる手術）」
としていたが、本件訴訟に至って、右減点事由は誤りであったとし、

A子患者については、「Bク（過剰と認められる処置）」が
B子患者については、「Dク（不適當または不必要と認められる処置）」が
C子患者については、「Dク（不適當または不必要と認められる処置）」が正しい減点事由である旨主張を変更している。

この点に関し次のとおり釈明を求める。

1 被告は、A子患者について、原告のいかなる処置が、どのような点において過剰であったと認定したのか、明らかにして頂きたい。

また、そのように認定した根拠についても明らかにして頂きたい。

2 被告は、B子患者及びC子患者について、原告のいかなる処置が、どのような点において不適當、不必要と認定したのか、明らかにして頂きたい。

また、そのように認定した根拠についても明らかにして頂きたい。